

【参考資料】

議案第29号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例 概要

市民環境部総合窓口課

1 改正理由

地方公共団体情報システム機構によるコンビニエンスストア等における証明書交付の利用促進を図るため、朝霞市手数料徴収条例の一部を改正し、手数料を減額する。

2 概 要

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する所要の規定について、以下の内容に変更する。

- (1) 「住民票の写しの交付」について、コンビニ交付の場合のみ1通100円に変更する
- (2) 「印鑑に関する証明」について、コンビニ交付の場合のみ1通100円に変更する
- (3) 「公課に関する証明」について、コンビニ交付の場合のみ1通100円に変更する

3 施行日

令和8年7月1日

【担当】

市民環境部総合窓口課 住基窓口係
電話 463-2605